

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
■質問受付日（8月12日）（1回目）		
1	1. 燃料費等調整に関しまして 弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加し、契約をすることは可能でしょうか。 ※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。 また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。 燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定（固定化）し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。	燃料費等調整を行わない料金制度での入札及び契約締結はできません。
2	2. 市場連動プランに関しまして 市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確認いただけますでしょうか。 市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPX エリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。 請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。 （ご参考） https://www.jepx/electricpower/market-data/spot/	別添4 電気需給契約書（案）第2条第1項で定める電気料金の構成要素「基本料金、電力量料金、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金」以外の要素を含む契約はできません。
3	3. 託送料金の改定に関しまして 2026年11月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。	入札額の算定については、お見込みのとおりです。 また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定が実施された場合の契約単価に係る協

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	入札額の算定において、入札書提出時において公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。	議は可能です。
4	4. お支払いの証憑に関しまして 弊社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。 お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。 つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。	差し支えありません。
■質問受付日（8月17日）（2回目）		
5	入札説明書「3 競争入札参加資格」(8)の二酸化炭素排出係数について、事業者全体では要件を満たせないのですが、再生可能エネルギー実質 100%プランなどを使用すれば、要件を満たせます。参加資格の二酸化炭素排出係数とは事業者全体の排出係数を指すのですか。	お見込みのとおりです。
■質問受付日（8月17日）（3回目）		
6	1. 【契約時の燃料費等調整費に関して】 弊社が落札した場合は、「燃料費等調整を行わない(請求しない)契約」のみの対応となりますが、応札可能でしょうか。（基本料金＋電力量料金＋再エネ賦課金のみ） なお、別途協議可能との回答且つ、その協議の結果燃調必須となった場合は、対応可能なプランが無い為、辞退させていただきますことをご了承ください。	質問 No. 1 に対する回答のとおりです。
7	2. 岡山県庁分庁、小橋町庁に関しては予備電源	お見込みのとおりです。また、自家発補給

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	の契約はなく、岡山県庁舎のみ予備電源の契約があるため、岡山県庁舎のみ予備電源を入札額に含める認識でお間違いございませんでしょうか。また、現在の、自家発補給電力・予備線の契約有無について教えてください。	電力及び予備線の契約はありません。
8	3. 弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。	1供給地点につき1つの請求書（岡山県総務部財産活用課宛）のみで差し支えありません。
9	4. 本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。 （例：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）	分割入金の希望はありません。
10	5. 【託送料金相当額について】 現在各送配電より託送約款改訂が申請されており、弊社の各料金単価に含まれる託送料金の値上げが、2026年11月より見込まれております。仮に入札書提出時点で改定後の託送料金が未定の場合は、提出前後で各料金単価が相違してしまいますので、契約時には託送約款改訂後の託送料金単価を適用とさせていただくことは可能でしょうか。	質問 No. 3 に対する回答のとおりです。
11	6. 入札説明書に「ただし、令和9年度以降において、歳入歳出予算の金額に減額又は削除があった場合は、この契約は解除する。」との記載がございましたが、弊社が燃料費等調整を行わない完全固定のプランのため貴庁都合で契約を解除される場合は、弊社の約款等によると、期中解約となり違約金が発生いたしますが、お支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	質問 No. 1 に対する回答のとおりです。
12	7. 万が一、途中で契約解除される場合は、その後は再度入札を行われるのでしょうか。	再度入札する場合があります。
■質問受付日（8月18日）（4回目）		
13	1. 各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量	各施設の電力供給会社は下記のとおりで

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	日を教えてください。	す。 岡山県庁舎：新エネルギー開発株式会社 岡山県庁分庁舎：四国電力株式会社 小橋町庁舎：四国電力株式会社 計量日は毎月 1 日です。
14	2. 各施設について、自動検針装置はついていますか。	設置しています。
15	3. 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	質問 No. 7 に対する回答のとおりです。
16	4. 今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	含まれておりません。
17	5. 融雪設備等は設置されていますか。	設置しておりません。
18	6. 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	郵送の場合は作成日を記載してください。 なお、入札日に入札書を提出される場合は、提出日を記載してください。
19	7. 入札額の算定時の力率について、力率 100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	入札説明書「4 入札金額の算定等」に記載のとおり、入札金額の算定にあたっては、力率は 100%としてください。 また、様式 2－3 号 入札付属書（積算内訳書）の注 3 に記載のとおり、力率に応じた割引又は割増がある場合は、当該率を「力率割引・割増」欄に記入の上、割引又は割増後の金額を記載してください。
20	8. 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	様式 2－2 号及び 2－3 号 入札付属書（積算内訳書）に記載する単価は、税込単価としてください。
21	9. 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない内端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか。 A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持）	入札説明書「9 入札（2）ウ」のとおり、基本料金及び電力量料金ごとの月額については、それぞれ小数点以下第 3 位を四捨五入してください。また、基本料金及び電力量料金の合計金額（月額）に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて算出してください。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか 2 施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第 3 位は切り捨て、小数点第 2 位までは保持） ※C・D については入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月 A～D 合算（小数点以下切捨て）	
22	10. 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札説明書「9 入札（2）ウ」のとおり、参考総価金額に円位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載してください。
23	11. 入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書 1 枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	各施設別に入札付属書（内訳書）の作成が必要です。なお、提出の際は様式第 2－2 号及び様式第 2－3 号を提出してください。
24	12. 弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。	電子請求書による提出も可能です。ただし、請求書の様式は以下の①または②のいずれかとしてください。 ① 押印（代表者印）したもの ② 押印（代表者印）せず、発行責任者の氏名及び連絡先並びに担当者の氏名及び連絡先を記載したもの
25	13. お客さまにはお客さま専用 Web ページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード）	問題ありません。
26	14. ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承くださいませでしょうか。 （ご了承くださいない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします）	質問 No. 24 に対する回答のとおりです。上記①及び②のいずれの対応も難しい場合は、紙請求書での対応をお願いします。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	す。)	
27	15. 【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。 その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 (長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
28	16. 弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
29	17. 発行される請求書、契約締結する契約書につきましてははすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
30	18. 請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	問題ありません。
31	19. 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	問題ありません。
32	20. 毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください)	「①施設別」でお願いします。
33	21. 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整額の算定は、中国地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める電気最終保障供給約款によるものとしてください。
34	22. 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形とな	問題ありません。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	りますが問題ありませんでしょうか。	
35	23. 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	社会・経済情勢の変化に伴う契約単価の変更に係る協議に応じることは可能です。
36	24. 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	現時点で契約電力の変更希望及び予定はありません。
37	25. 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約に当たっては、仕様書記載の契約電力での契約となります。契約締結後の契約電力の変更は、電気需給契約書（案）第7条に記載のとおり、協議により定めることとします。
38	26. 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2026年1月 〇〇kW	対象施設：岡山県庁舎 契約電力：2,100kW 最大需要電力実績：令和7年2月 1,524kW
39	27. 上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	質問 No. 37 に対する回答のとおりです。
40	28. 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしており	対応可能です。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	ます。ご対応いただけますでしょうか。	
41	29. 【30 分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30 分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設 30 分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	
42	30. 入札保証金及び契約保証金の免除について、過去 2 年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	必須ではありません。
43	31. 入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	入札参加資格が認められた場合は入札保証金の免除申請に必要な書類はありません。契約保証金の減免を希望する場合は、過去 2 年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする、国又は地方公共団体等と契約締結したと客観的に分かる書類（契約書の写し等）を、2 件分提出していただくことになります。 なお、契約の相手方、契約期間、契約の種類及び規模等が確認できれば、契約単価等の機密保持事項は一部黒塗りでも差し支えありません。
44	32. 入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	入札保証金については、質問 No. 43 に対する回答のとおりです。 契約保証金の免除に係る書類は、落札決定後速やかに提出してください。なお、審査結果の通知についても対応可能です。
45	33. 対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	現時点で予定はありません。
46	34. 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
47	35. 開札結果について公開方法・範囲を教えてください。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	開札結果については、落札決定日の翌日から財産活用課ホームページにて公開します。 落札者には開札日に連絡します。
48	36. 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	対応可能です。
49	37. 開札日について、立会必須でしょうか、それとも任意立会でよろしいのでしょうか。	本入札では、入札説明書「9 入札(4)」のとおり、郵送による入札を認めています。郵送により入札を行う場合、入札書を事前に提出することができるため、開札日の立ち会いは任意となります。
■質問受付日(8月21日)(5回目)		
50	1. 積算内訳書及び集計表に記載する日付について、ご指定がございましたらご教示願います。	質問 No. 18 に対する回答のとおりです。
51	2. 入札書及び積算内訳書について、割印の可否をご教示願います。 また、ホチキス止め、袋とじ、書類を重ねた状態での割印等、提出方法についてご指示がございましたら併せてご教示願います。	指定はありません。
52	3. 契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	質問 No. 1 に対する回答のとおりです。
53	4. 契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元(基準燃料価格、基準市場価格、算定式等)を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	質問 No. 33 に対する回答のとおりです。
54	5. 旧一電において燃調諸元の変更が行われた際、弊社システム対応の都合により、変更前の算定諸元を継続適用すること等について甲乙協議させていただくことは可能でしょうか。	質問 No. 33 に対する回答のとおりです。
55	6. 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直	質問 No. 3 に対する回答のとおりです。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	し(単価変更)が行われることをご了承ください。	
56	7. 弊社請求書では、燃料費調整単価と市場価格調整単価を合算し、「燃料費等調整単価」として表示しております。当該表示方法で問題ございませんでしょうか。	質問 No. 34 に対する回答のとおりです。
57	8. 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容をご教示願います。	質問 No. 45 に対する回答のとおりです。
58	9. 岡山県庁舎の現在の契約電力をご教示願います。	質問 No. 38 に対する回答のとおりです。
59	10. SW 切替の際必要となりますので、現在の供給者をご教示願います。	質問 No. 13 に対する回答のとおりです。
60	11. 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客さまには WEB 上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30 分データ)の提供は、WEB からのダウンロードいただく運用となりますが、問題ございませんでしょうか。	質問 No. 24 に対する回答のとおりです。 また、検針結果の通知方法及び毎月の受電月報の取得方法については問題ありません。
61	12. お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。	支払方法は銀行振込です。
62	13. 支払に関する記載がございましたが、請求書受領後 30 日以内にご対応いただくことは可能ですでしょうか。	質問 No. 30 に対する回答のとおりです。
63	14. 銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	問題ありません。
64	15. 対象施設内で入居されているテナント様か	個別(分割)での入金等は発生しません。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	ら個別(分割)での入金等は発生いたしますか。 また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の 対応は発生いたしますか。	
65	16. 契約内容に関する協議にはご対応いただけます でしょうか。	対応可能です。
66	17. 第7条(契約電力) 契約締結時の契約電力が500kW未満の施設につ いては、以下の内容を追記いただくことは可能 でしょうか。 ①各月の契約電力は、その月の最大需要電力と 前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい 値とする。 ②最大需要電力が500kW以上となった場合は、 最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙協議の 上定めるものとする。 ③前項により定めた契約電力を超過した場合 は、超過金の支払いについて甲乙協議を行い、 超過金の支払が適当と認められた場合は、当該 協議により決定した金額を甲が乙に支払うもの とする。 また、契約締結時の契約電力が500kW以上の施 設については、契約電力を変更する必要がある 場合は甲乙協議の上変更し、甲が契約電力を超 過して使用した場合の超過金についても甲乙協 議により定める旨を追記いただくことは可能で しょうか。	契約書(案)第7条のとおりです。ご質問の 文言を追加することはできません。
67	18. 第8条(計量及び検査)第○条(料金の支払及 び遅延利息) 記載では「検査終了後、請求」となっておりま すが、実際の業務では1日(計量日)の午前0時 に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求 書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記 載されております。 弊社では計量結果の報告を別途行うといった対 応は行っておりませんのでご了承いただけます でしょうか。	問題ありません。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
68	19. 第5条(権利義務の譲渡) 現行条文に加え、以下の趣旨を追記いただくことは可能でしょうか。 『ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	契約書(案)第5条のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。
69	20. 第11条第2項（電気料金の支払方法） 遅延利息について、年3.0%と記載されておりますが、遅延利息率は毎年4月に改定される可能性があるため、以下の趣旨の条文に変更いただくことは可能でしょうか。 『料金の支払いが期限内に支払われない場合甲は、遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。』	契約書(案)第11条のとおりです。ご質問の文言に修正することはできません。
70	21. 第〇条（違約金・・・） 甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合の違約金について規定がないため、以下の趣旨の条項を追加いただくことは可能でしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての条項は追加できません。
71	22. 第10条(力率割引に関する記載条項)について、下記文言を追記していただくことは可能でしょうか。 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力	契約書(案)第10条のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。

公告 番号	第 347 号	
件名	岡山県庁舎ほか2施設で使用する電気の調達	
	質 問	回 答
	率とする。平均力率が 85 パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しする。	
72	23. 第 22 条(附則) 定めのない事項に付き協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記いただくことは可能でしょうか。	契約書(案)第 22 条のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。
73	24. 別添 2－2 「小橋町庁舎の使用予定電力量」について、年月が令和 7 年 12 月から令和 8 年 11 月までと記載されておりますが、本案件の供給期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日までと認識しております。 当該年月について、「令和 8 年 12 月から令和 9 年 11 月まで」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。修正した「小橋町庁舎の使用予定電力量（別添 2－2）」を岡山県庁舎のホームページに掲載します。